

# 社団法人 日本時計協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人日本時計協会(英文名 JAPAN CLOCK & WATCH ASSOCIATION 「略称」J. C. W. A. )と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、時計(部分品及び付属品を含む。)の生産、貿易、流通及び消費の増進並びに時計産業に関する国際交流の促進を通じて我が国時計産業の総合的な発展を図り、もって世界経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 時計産業に関する生産、貿易、流通及び消費に関する調査及び研究
- (2) 時計産業に関する内外の情報資料の収集及び提供
- (3) 時計産業に関する流通の改善についての施策の立案及び推進
- (4) 時計産業に関する技術の向上についての施策の立案及び推進
- (5) 時計産業に関する国際技術協力その他の国際交流の立案及び推進
- (6) 内外の関連機関及び関連団体との連携
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び名誉会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

2 次の各号に掲げるものは、正会員となることができる。

- (1) 時計の製造の事業を営むもの
- (2) 時計の部分品又は付属品の製造の事業を営むもの
- (3) 時計の販売の事業を営むものであって、第1号に該当する一のものからその製造に係わる時計の相当部分を直接に購入しているもの。

3 本会の目的に賛同し、かつ、本会の事業に協力しようとするものは、賛助会員となることができる。

4 本会に功労のあったもの又は学識経験者で総会で推せんされたものは、名誉会員となることができる。

(入会)

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとするものは、所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員代表者)

第7条 正会員が法人その他の団体である場合には、入会と同時に、本会に対する代表者としてその権利を行使する者(以下「会員代表者」という。)を定めて本会に届け出なければならない。会員代表者を変更した場合も同様とする。

(会員の権利)

第8条 正会員はそれぞれ1個の議決権を有する。

2 会員は、本会の事業に参加することができる。

(入会金、会費及び負担金)

第9条 正会員は、総会の定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

3 正会員及び賛助会員は、前2項に定めるもののほか、総会の定めるところにより、負担金を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、会長にその旨を届け出て退会することができる。

2 会員は次の事由によって退会する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

3 退会した会員は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未納の入会金、会費又は負担金は徴収され、既納の入会金、会費若しくは負担金又は寄附金その他の拠出金品は返還されない。

(除名)

第11条 次の各号の一に該当する会員を総会の議決によって除名する事ができる。

(1) 入会金、会費又は負担金をその納期限後1年以上納入しない会員

(2) 本会の名誉を棄損し、又は設立の趣旨に反する行為をした会員

2 前項第2号の規定により除名しようとする場合には、その議決をしようとする総会の日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

### 第3章 役員及び顧問

(種類)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上 13名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

(選任及び監事の兼職の禁止)

第13条 理事及び監事は、総会において、正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては2人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第14条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠員のときは、あらかじめ会長の定める順位により、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務の処理にあたる。

4 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

5 監事は民法第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が会員代表者でなくなった場合には、辞任したものとみなす。この場合において、第7条の規定により後任の会員代表者の届出があったときは、第13条第1項の規定にかかわらず、理事会において、当該後任の会員代表者を後任の役員に選任するものとする。この場合においては、当理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があった場合には、総会の決議により解任することができる。

2 第11条第2項の規定は、役員の解任について準用する。

(報酬)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には、理事会の決議を経て、報酬を支給することができる。

(顧問)

第18条 本会に顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推せんにより、学識経験者のうちから、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関し、会長の諮問にこたえる。

## 第4章 会議

### 第1節 総会

(組織、種類及び開催)

第19条 総会は、正会員をもって組織する。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催する。

4 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面をもって要求があったとき

(3) 監事から会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面をもって要求があったとき  
(召集)

第20条 総会は、会長が召集する。

2 総会を召集するには、少なくとも会議の日の10日前までに正会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、書面をもって通知しなければならない。

(議決事項)

第21条 総会は、この定款に別段の定めのあるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

(議長)

第22条 総会の議長は、会長をもって充てる。ただし、第19条第4項第3号の規定により開催したときは、出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第23条 総会は、この定款に別段の定めのある場合のほか、正会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別段の定めのある場合のほか、出席者の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(書面又は代理人による表決)

第25条 正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって、表決権を行うことができる。

2 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

3 第1項の代理人は、その代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、その事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数及び氏名
- (4) 書面又は代理人をもって表決権を行った正会員の数及び氏名
- (5) 議決事項
- (6) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

## 第2節 理事会

(組織及び開催)

第 27 条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面をもって要求があったとき

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

(議決事項)

第 29 条 理事会は、この定款に別段の定めのある場合のほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に提案すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない本会の運営に関する事項

(準用)

第 30 条 第 22 条本文、第 23 条、第 24 条、第 25 条及び第 26 条の規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 部会及び委員会

(設置)

第 31 条 本会は、事業の遂行上必要がある場合には、理事会の議決を経て、部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会の所掌事務その他部会及び委員会に関して必要な事項は、理事会の定めるところによる。

## 第 6 章 資産、会計及び事業年度

(資産の構成)

第 32 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金

(2) 会費

(3) 負担金

(4) 寄附金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) その他

(資産の種類)

第 33 条 本会の資産は、基本金及び通常財産の 2 種に分ける。

(資産の管理)

第 34 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第 35 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

2 やむを得ない事由により、事業年度開始前に総会の承認を得られない場合には、会長は、理事会の定めるところにより、前事業年度の例により収支を執行する。この場合、事業年度開始後 2 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 37 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後遅滞なく、理事会の議決を経て、会長が作成し、当該事業年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第 38 条 本会は理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第 36 条の収支予算及び第 37 条の収支決算に計上するものとする。

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 本会の定款は、総会において、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、かつ、通商産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 41 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定に基づき解散する。

2 本会は、民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 42 条 本会の解散の場合における残余財産は、総会の議決を経て、かつ、通商産業大臣の許可を受けて、本会の類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

## 第 8 章 補 足

(備付け書類及び帳簿)

第 43 条 本会は、その主たる事務所に、民法第 51 条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、許可等を受けていることを証する書類。
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(事務局)

第 44 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、会長が行う。

4 前 3 項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則 (昭和 57 年 11 月 20 日)

1 この定款は、通商産業大臣の設立の許可を受けた日(以下「許可日」という。)から施行する。

2 日本時計協会の会員であって、現に第 5 条第 2 項各号に掲げるものは、第 6 条の規定にかかわらず、許可日に本会の正会員になったものとみなす。

3 入会金、会費及び負担金については、第 9 条の規定にかかわらず、当分の間、設立総会において定めるところによる。

4 本会の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、設立総会において選任された者がこれに当たり、その任期は、第 15 条第 1 項本文の規定にかかわらず、許可日から第 19 条第 3 項の規定に基づき昭和 58 年において開催される通常総会において選任された役員が就任する時までとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、許可日に始まり、昭和 58 年 3 月 31 日に終わるものとする。

6 前項の事業年度に係わる事業計画及び収支予算は、第 31 条第 1 項前段の規定にかかわらず、設立総会において定められた当該期間の事業計画及び収支予算によるものとする。

7 日本時計協会の権利及び義務の一切は、許可日に本会が承継する。

附 則 (平成 10 年 8 月 25 日)

この変更規定は、通商産業大臣の認可があった日から施行する。

---